

③ 漁獲可能期間
周年
(2) (略)
2～5 (略)
第3～第4 (略)
第5 その他資源管理に関する重要事項
(削除)

知事管理区分の漁獲量の公表について、
法第31条に定める場合に該当するか否かに
ついては、当該知事管理区分の漁獲量が当
該知事管理漁獲可能量の7割を超えると
き当該知事管理漁獲量の推移に応じて判
断する。

(別紙1～4)
第1 特定水産資源
第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁
獲量の管理の手法等
1 宮崎県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業(4
月か12月まで)
(1) 当該知事管理区分を構成する事項
は、当該知事管理区分を構成する事項は、
次のとおりとする。
① 水域 太平洋条約海域
② 対象とする漁業は、
アイヌの沿岸に漁業を営む漁業者(以下「
漁船」という。)

③ 漁獲可能期間
周年
(2) (略)
2～5 (略)
第3～第4 (略)
第5 その他資源管理に関する重要事項
1 平成28年漁期(第2管理期間)の超過量
については、差し引きがない場合の漁獲枠
の2割(2.9トン)を上限として分割して
差し引くこととしているが、前管理年度の
未消化数量については、次管理年度以降の
差し引き分に充当する。
2 知事管理区分の漁獲量の公表について、
法第31条に定める場合に該当するか否かに
ついては、当該知事管理区分の漁獲量が当
該知事管理漁獲可能量の7割を超えると
き当該知事管理漁獲量の推移に応じて判
断する。

(別紙1～4)
第1 特定水産資源
第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁
獲量の管理の手法等
1 宮崎県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業(4
月か9月まで)
(1) 当該知事管理区分を構成する事項
は、当該知事管理区分を構成する事項は、
次のとおりとする。
① 水域 太平洋条約海域
② 対象とする漁業は、
アイヌの沿岸に漁業を営む漁業者(以下「
漁船」という。)

<p>③ 漁獲可能期間 4月1日から同年 <u>12月31日</u>まで</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 宮崎県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業(<u>1</u> 月)から3月まで)</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項 当該知事管理区分を構成する事項は、 次のとおりとする。</p> <p>① 水域 中西部太平洋条約海域</p> <p>② 対象とする漁業 アイ沿岸くろまぐろ漁業 アイその他の漁船漁業</p> <p>③ 漁獲可能期間 <u>1月1日</u>から <u>同年3月31日</u>まで</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>(別紙1-5)～(別紙3-14) (略)</p>	<p>③ 漁獲可能期間 4月1日から同年 <u>9月30日</u>まで</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 宮崎県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業(<u>10</u> 月)から3月まで)</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項 当該知事管理区分を構成する事項は、 次のとおりとする。</p> <p>① 水域 中西部太平洋条約海域</p> <p>② 対象とする漁業 アイ沿岸くろまぐろ漁業 アイその他の漁船漁業</p> <p>③ 漁獲可能期間 <u>10月1日</u>から <u>翌年3月31日</u>まで</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第3～第5 略</p> <p>(別紙1-5)～(別紙3-14) (略)</p>
--	---